

第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめに関する基本理念

推進法が施行される半年前に豊中市では、子どもの人権を大切にしながら、子どもがまわりの人から愛され、自分らしく健やかに育つことができるまちをめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。同条例の前文では、「子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性のある人格を持ったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。」と謳われ、いじめについては、「子どもはいじめなどから守られること」と明記されています。

近年、本校においても日々の生徒間トラブルに加え、スマートフォンなどによるSNSなどの利用の広がりにより、子どもたちの人間関係のあり方が複雑化し、いじめの発見や事案対処が難しくなっています。

いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利を奪うのみならず、その生命または身体に重大な危険が生じるおそれがある、まさに重大な人権侵害です。

本校では、創立以来、「人権尊重の精神を基盤として『知・徳・体』の調和をはかり、人間性豊かな生徒を育成する」という学校教育目標を掲げ、自他の人権や、命を大切にし、相手を思いやることのできる生徒像の育成を目指してきました。また、「いじめは、どこの学校でも起こりうること」として捉え、生徒指導の重点項目として、いじめを許さない集団づくりに取り組んできました。あわせて、いじめの未然防止、早期発見及び事案対処にも努めてきましたが、取組みを重ねてもなお、学校が子どもたちどうしの触れ合いの場である以上、残念ながらいじめは存在するものと考えています。

学校教育目標に掲げた子どもたちの健やかな育ちのためには、いじめへの対応は学校の責務であり、学校、保護者、生徒が一緒になって取り組む必要があります。

私たち全教職員は、人権尊重の精神を基盤とした学校教育活動を進めるとともに、「生徒は一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であること」「いじめは人権侵害であるということ」を心に刻み、いじめの対応に取り組めます。また、いじめの対処については、毅然とした姿勢で臨み、いじめの当事者だけでなく、いじめをはやし立てたり、傍観したりする周りの行為も絶対に許さず、どんな些細なことでも必ず親身になって生徒の相談に応じる姿勢を示すことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を醸成することになると考えます。

2 いじめの定義

推進法第2条ではいじめについて、次のように定義されています。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、一つの学校の内外を問わず、学校や学級、部活動や塾、スポーツクラブなど、その生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、その生徒との何らかの人的関係をさします。学校だけの関係に限ったものではありません。

「物理的な影響」とは、けがをさせられるなどの身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどをさします。

「けんか」や「ふざけあい」についても、その事象だけを見て、単に子どもどうしの「じゃれあい」などと判断するのではなく、周りから見えないところで被害が発生している場合があるため、その行為の背景にある事情について調査をし、生徒の被害性に着目していじめかどうかを判断することが求められています。

国の方針では、基本的ないじめの態様として、以下のものが示されています。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる等

3 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

推進法第13条に基づき、学校は「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の方針」という）を策定します。学校の方針は、各年度開始時に生徒、保護者、関係機関に周知し、学校ホームページで公開します。

(2) いじめの防止等のための組織の設置及び学校体制の構築

①推進法第22条では、学校には、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処について組織的な対応を行うための中枢となる常設の組織を置くことが定められています。本校には、次の常設の組織を設置します。

<名 称>

「いじめ・不登校対策委員会」（以下「学校対策組織」という。）（毎週火曜日開催）

<構成員>

生徒指導主事、校長、教頭、首席、児童生徒支援コーディネーター、通級指導教室担当者、学年生徒指導担当者、養護教諭、図書館司書、スクールカウンセラー、その他必要に応じて招集

<学校対策組織の担当者>

生徒指導主事

<主担者の役割>

対策組織の運営、いじめの相談・通報・報告の受付窓口

<学校対策組織の役割>（以下に示すいじめは、学校全体で認知した、いじめをさす）

- いじめの相談・通報・報告の受付
- いじめの認定
- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめの対処
- 学校いじめ防止基本方針の見直し
- 教職員の資質向上のための校内研修

- いじめの未然防止に係る年間計画の立案、実施（別添1）豊中市立第十二中学校いじめ防止年間計画
- いじめに係る取組み状況の把握と検証（PDCA）

②常設の組織では速やかに対応できない場合は、学年ごとに設置する組織で対応します。学年で認知したいじめについては、学校対策組織へ報告をします。

<名 称>

「学年いじめ防止等対策委員会」（随時開催）（以下「学年対策組織」という。）

<構成員>

学年団の教員、その他必要に応じて招集

<学年対策組織の担当者>

学年生徒指導担当者

<担当者の役割>

学年対策組織の運営、学年におけるいじめの相談・通報・報告の受付窓口、対策組織への報告

<学年対策組織の役割>（以下に示すいじめは、学年で認知した、いじめをさす）

- いじめ相談・通報・報告の受付
- いじめの認定
- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめの対処
- 学年におけるいじめに係る取組み状況の把握と検証（PDCA）

③学校対策組織及び学年対策組織（以下「対策組織」という。）を中心として、学校体制を構築します。

（別添2）いじめ防止等のための学校体制

第2章 いじめの防止等に関する取組み

1 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

いじめの防止等に関する取組みは、対策組織を中心とした組織的な学校体制のもと、取り組むべきものであると考えます。いじめの未然防止については、私たち教職員が教育の場である学校や学級が人権尊重の精神でみなぎっている環境づくりを行い、この基盤のもとで「いじめが起こらない学校・学級づくり」をはじめとする学校教育活動を進めることが大切だと考えます。

(2) 学校の取組み

①いじめに向かわない態度や能力の育成

生徒が人権尊重に基づく好ましい人間関係が築けるよう、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に取り組む学校づくりを進めていきます。

②自己有用感、自己肯定感の育成

「授業づくり」「集団づくり」では、個々の生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードにしたすべての生徒が活躍できる場面を設定し、生徒が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える良好な人間関係が築けるよう取組みをすすめます。

③教科横断的な授業の実施

各教科や道徳、特別活動などの学習活動を関連付けさせ、他者の心の痛みやつらい感情などを想像し、受け入れる豊かな感受性を身につけさせることが、いじめを未然に防ぎ、より良き人間関係を築くことにつながると考えます。

④生徒会活動の充実

生徒が自らいじめについて学び、意識を高め、広報活動等、主体的な取組みが進むよう積極的な支援をします。

⑤教職員の資質向上のための校内研修の実施

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、教職員の資質向上に努めます。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方について研修を深め、いじめ等の問題行動に対して、感性を研ぎ澄まして対応できるように備えます。

⑥学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの未然防止についてPDCAサイクルに基づき、学校評価(学校教育アンケート)等を活用し、必要に応じて学校の方針の見直しを行います。

⑦地域や家庭との連携について

「豊中市子ども健やか育み条例」では、社会全体で子どもたちを健やかに育てることをめざしています。子どもたちの健やかな成長には、いじめ等から守られる必要があります。いじめ問題について、保護者、PTA、HOT、関係機関等と学校が連携し取組みを進めます。

※HOTとは、第十二中学校区地域教育協議会の呼称で、豊南小学校の「H」、小曾根小学校の「O」、高川小学校の「T」、それぞれの頭文字からなっています。3校区が一つになって「HOT」(ホット)な地域をめざします。

2 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

いじめの構図として、いじめの被害にあっている生徒が、そのことを認めることが恥ずかしいと考えることや、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られます。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しい状況にある生徒がいじめにあっている場合は、自分で抱え込み、いじめが長期化、深刻化する傾向にあります。

私たち教職員には、日頃から、生徒が示す変化や兆候、危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性や、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が必要だと考えます。生徒から直接の訴えを待つだけでなく、いじめの疑いがある場合は、アンケートを実施するなど、早期発見の方策を講じます。

生徒の家庭の様子など、保護者と連携して見守ることが大切です。いじめの早期発見のために、日頃から保護者と信頼関係を築くことに努めます。

(2) 学校の取組み

① 定期的なアンケートの実施

いじめの実態把握の方法として、学級において学期ごとに定期的にアンケートを実施します。気になる事象が記入されていれば、担任は対策組織に報告し、事実確認など早期対応に着手します。

② 校内における相談体制の充実

年間をとおして、担任をはじめとする学年団の教員、生徒指導主事がいじめ相談、通報の窓口となります。クラブ顧問など、学年に所属をしていない教職員についても窓口となり相談できます。また、二者懇談（生徒と教員）や三者懇談（生徒、保護者、教員）を学期ごとに設定し、生徒、保護者、教員が、抵抗なく相談できる体制を整えます。あわせて、適宜、生徒の教育相談期間を設けます。

③ 学校外における相談体制の周知

コドモンや学校ホームページなどを活用し、大阪府教育庁、豊中市こども安心課などが設ける外部機関の相談体制について適宜周知をします。また、生徒一人一台のタブレットに設定されているアプリ「とよなかっ子ライン」を活用した相談体制も活用します。

④ スクールカウンセラーによる相談体制の実施

学校には毎週火曜日にスクールカウンセラーが配置されています。スクールカウンセラーを活用した教育相談を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。相談の申込み窓口は担任もしくは児童生徒支援コーディネーターが担います。

⑤ 個人情報の取扱いについて

いじめの相談で得た生徒の個人情報の取扱いについては、最大限配慮します。研修等をとおして、全教職員が個人情報保護に関する意識の高揚と守秘義務の遵守に努めます。

⑥ 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの早期発見についてPDCAサイクルに基づき、学校評価（学校教育アンケート）等を活用し、必要に応じて学校の方針の見直しを行います。

3 いじめの対処について

(1) 基本的な考え方

いじめの対処については、いじめを認知した教職員が一人で抱え込むのではなく、学校体制として組織的に複数の教職員で対応します。対処において最優先すべきは、被害生徒のケアであり、被害生徒を徹底して守りぬくという意識のもと対応するとともに、いじめの対処方針については、対策組織において検討します。

加害生徒への指導については、いじめ行為に及んだ原因や背景を把握し指導に当たるなど、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる必要があります。そのことが再発防止につながることでありと考えます。加害生徒の行為が、生命または身体に重大な危険が生じるおそれがあり、犯罪行為として取り扱われるべき内容のいじめについては、学校だけでは対応できない場合が考えられます。生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察、教育委員会などに相談、通報、報告を行い適切な援助を求めます。

SNSなどによる不適切な書き込みや画像、動画などの拡散行為によるいじめを認知した場合は、拡散を止めることを念頭に、速やかに適切な対処を行います。また、加害生徒には、これらの行為が名誉棄損やプライバシーの侵害につながる恐れが強い、重大な犯罪であることを理解させるよう指導します。

いじめの構図が複雑化し、事案対処が難しくなる中、学校として組織的に統一した対応ができるように、「豊中市立第十二中学校校内問題行動チャート」（別添3）を定めました。問題行動を5つのレベルに分類し、レベルに応じた生徒、保護者への対応について示したものです。このチャートに基づき対応を進めます。

(2) 学校の取組み

いじめの対処については、原則、次の手順(1~6)で進めます。

- 手順1 いじめの認知
- 手順2 いじめの事実確認
- 手順3 被害生徒のケア
- 手順4 加害生徒及び、いじめがおきた集団への指導
- 手順5 いじめの解消の確認
- 手順6 いじめの解消後の見守り

手順1 いじめの認知

生徒、保護者からの通報や相談、いじめの発見や兆候の気づきなど、いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織における報告の受付窓口である、生徒指導主事、学年生徒指導担当者へ報告し、情報共有を図ります。対策組織では、対処方針の検討をします。

生徒自ら相談や訴えがあった場合や、いじめを知らせてきた生徒がいた場合は、当該生徒の安全を確保するよう配慮します。いじめの認知後、加害、被害生徒の保護者へ連絡を取るとともに、対処方針などを伝え、協力を求めます。校内で認知されたいじめ事案については、月ごとに豊中市教育委員会児童生徒課へ報告をします。

手順2 いじめの事実確認

学年対策組織が中心となって、速やかに関係生徒から丁寧に事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。客観的な証言が必要な場合には、アンケート調査などを行います。

事実確認終了後は、加害、被害生徒の保護者へ速やかに連絡し、対処方針などを伝え、協力を求めます。事実確認に時間を要する場合などには、途中経過を連絡するなど丁寧に対応します。

SNSなどによる不適切な書き込みや画像、動画などの拡散行為によるいじめ事象が確認できた場合は、現時点以上の拡散を防ぐことを最優先し、保護者に協力を求め、速やかに関係する生徒のスマートフォンなどを回収し、可能な限り書き込み、画像、動画の保存、削除を行います。また、その行為が名誉棄損やプライバシーの侵害につながる恐れが強い場合は、直ちに警察、教育委員会などに相談、通報、報告を行い適切な援助を求めます。

手順3 被害生徒のケア

被害生徒の学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、信頼する教職員や、親しい友人、保護者などと連携し、生徒に寄り添える体制を築き、スクールカウンセラーの適切なアセスメントによる心のケアに努めます。また、被害生徒の心情を考慮し、加害生徒の別室指導や出席停止などにより、被害生徒が落ち着いて学習に臨めるよう環境を整えます。

なお、出席停止の措置については、学校教育法第35条に定められており、命じる権限と責任は豊中市教育委員会にあることから、その適用にあたっては十分協議を行い慎重に判断します。

手順4 加害生徒及び、いじめが起きた集団への指導

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴き取りを行います。事実確認の後、速やかに加害生徒の保護者へ連絡を取るとともに、指導への協力を求め継続的な助言を行います。

加害生徒への指導に当たっては、事実確認に基づき、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させること、被害生徒の心情に寄り添い、学校生活における安心、安全を確保するためにとるべき行動を考えさせることなど、毅然とした態度で指導に臨みます。なお、再発防止の観点から、加害生徒がいじめに及んだ背景にも目を向け、スクールカウンセラーの適切なアセスメントの基、加害生徒の健全な人格の発達を考慮するなど、教育的配慮の下、指導にあたる必要だと考えます。

加害生徒のみならず、その行為に同調したり、はやし立てたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」であった集団に対しては、学級や学年全体の話し合いをとおして、そのような行為が被害生徒にとっては、孤独感や孤立感を強め、いじめに加担する行為であることを指導します。

一方、「観衆」や「傍観者」には、いつ自分が次に被害を受けるかもしれないという不安を持っている生徒がいると考えられます。生徒が安心できるよう、すべての教職員がいじめの対処について、「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を示すことが必要だと考えます。

手順5 いじめの解消の確認

再発防止のため、いじめが解消したかどうかを確認します。国の方針では、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があると示されています。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、その他の事情も勘案し判断します。

<要件1>

被害生徒に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。

<要件2>

被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

手順6 いじめの解消後の見守り

解消の確認後、たとえ解消している状態であっても、それは一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを十分に踏まえ、私たち教職員は、いじめの加害、被害生徒について日常的に注意深く見守りをします。

第3章 再発防止に関する取組み

「いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうる」「いじめはどの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」ということをすべての教職員が認識し、いじめを被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題として捉え、いじめ防止等の取組みを組織的に行うことが再発防止につながることだと考えます。

また、学校の取組みを実効的に進めるため、認知されたいじめの対応について、PDCAサイクルに基づき対策組織が検証し、見出された課題を教訓化します。

コロナ禍を乗り越え、通常の学校教育活動が本格的に再開されようとしています。中でも、これまで制限がかかっていた学校や学年行事が、子どもたちが主役であるという本来の姿を取り戻しつつあります。学校として絶好の機会と捉え、いじめの未然防止に努めながら、子どもたちの良好な人間関係づくりを適切に支援していきたいと考えています。

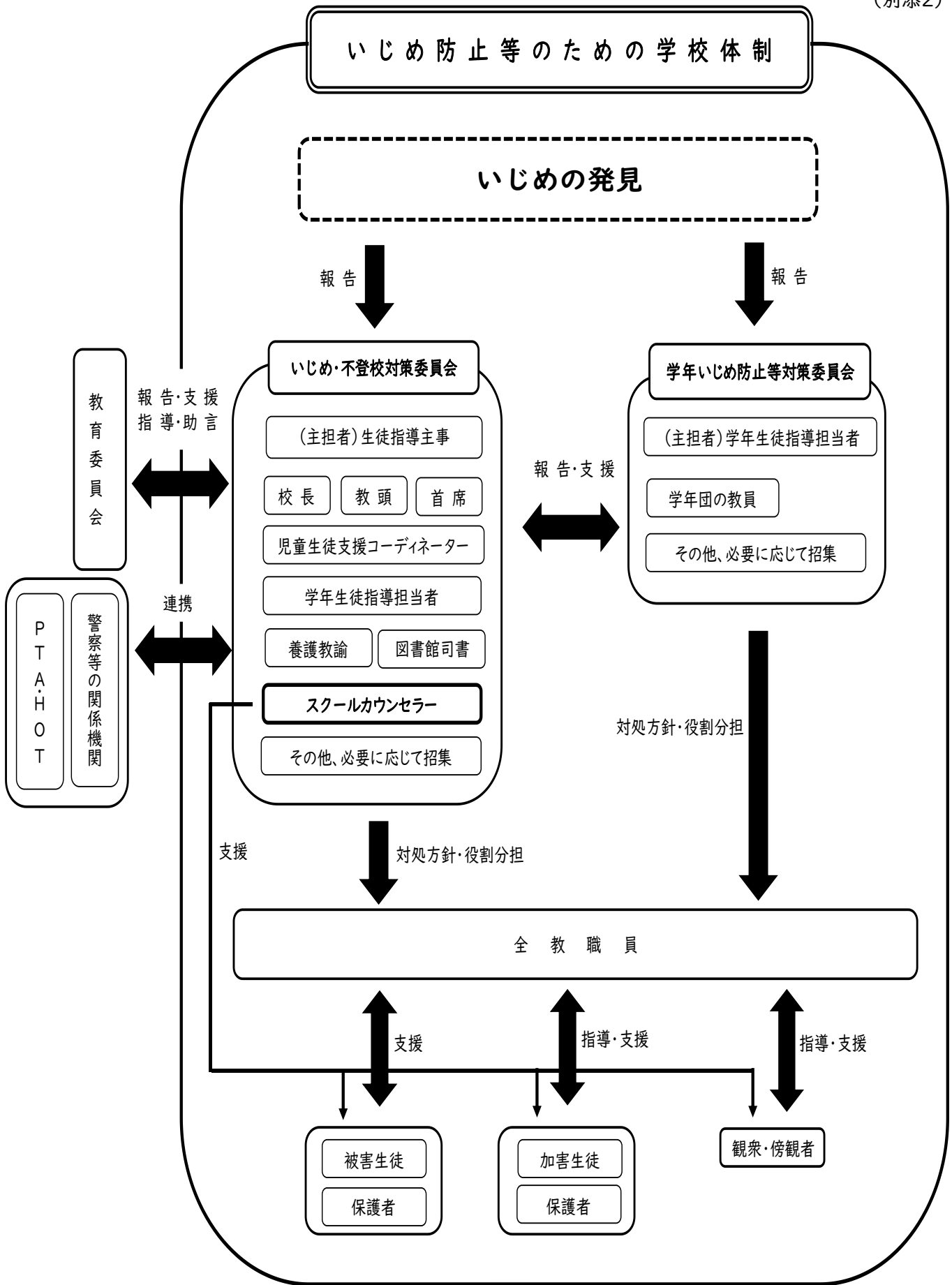
(別添1)

豊中市立第十二中学校いじめ防止等年間計画

学校基本方針に基づき、この計画を基本としますが、学校の状況等により、適宜変更します。

月	1年	2年	3年	学校全体
4月	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知 (生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知 (生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の周知 (生徒・保護者) ・学級開き(集団づくり)	・いじめ不登校対策委員会の開催 (毎週火曜日) 年間計画の確認 ・人権教育を基盤とした教育活動の展開
5月	・生徒総会 (活動方針提示) ・校外学習(集団づくり) ・家庭確認 (家庭状況把握)	・生徒総会 (活動方針提示) ・宿泊学習(集団づくり) ・家庭確認 (家庭状況把握)	・生徒総会 (活動方針提示) ・修学旅行(集団づくり) ・家庭確認 (家庭状況把握)	・家庭確認により把握した生徒状況の集約
6月	・人権講演会	人権講演会	人権講演会	・月ごと調査(いじめ・暴力行為・不登校)の報告 →児童生徒課
7月	・いのちの授業、メンタルヘルス教育 ・非行防止教室 ・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・学校生活アンケート実施・回収 ・HR(1学期の振り返り)	・職業講話 ・非行防止教室 ・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・学校生活アンケート実施・回収 ・HR(1学期の振り返り)	・男女共生教育 ・非行防止教室 ・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・学校生活アンケート実施・回収 ・HR(1学期の振り返り)	・三者懇談により把握した生徒状況の集約 ・学校生活アンケートの分析・対応検討 ・課題別校内研修
8月	(夏季休業)	(夏季休業)	(夏季休業)	
9月	・HR(行事への取組みと集団づくり)	・HR(行事への取組みと集団づくり)	・HR(行事への取組みと集団づくり)	
10月	・体育大会 ・人権講演会	・体育大会 ・人権講演会	・体育大会 ・人権講演会	・オープンスクール

月	1年	2年	3年	学校全体
11月	・クリーン大作戦 (HOT主催、異年齢交流)	・クリーン大作戦 (HOT主催、異年齢交流)	・クリーン大作戦 (HOT主催、異年齢交流)	・学校生活アンケート の分析・対応検討
	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	
	・ボランティア体験学習	・男女共生教育	・進路学習	・研究授業(生徒の自己有用感、自己肯定感を高める授業)
12月	・喫煙防止教室		・三者懇談週間 (進路懇談)	
	・小中交流会 (異年齢交流)	・小中交流会 (異年齢交流)	・小中交流会 (異年齢交流)	
	・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有)	・三者懇談週間 (家庭での様・子の把握と学校生活の情報共有)	・三者懇談週間 (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有)	・三者懇談により把握した生徒状況の集約
1月	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート の分析・対応検討
2月	・HR(2学期の振り返り)	・HR(2学期の振り返り)	・HR(2学期の振り返り)	
		・薬物乱用防止教室		・新入生保護者説明会により、学校状況、取組内容説明など。
3月	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケート実施・回収	
	HR(1年間の振り返り)	HR(1年間の振り返り)	HR(1年間の振り返り)	・学校生活アンケート の分析・対応検討



5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

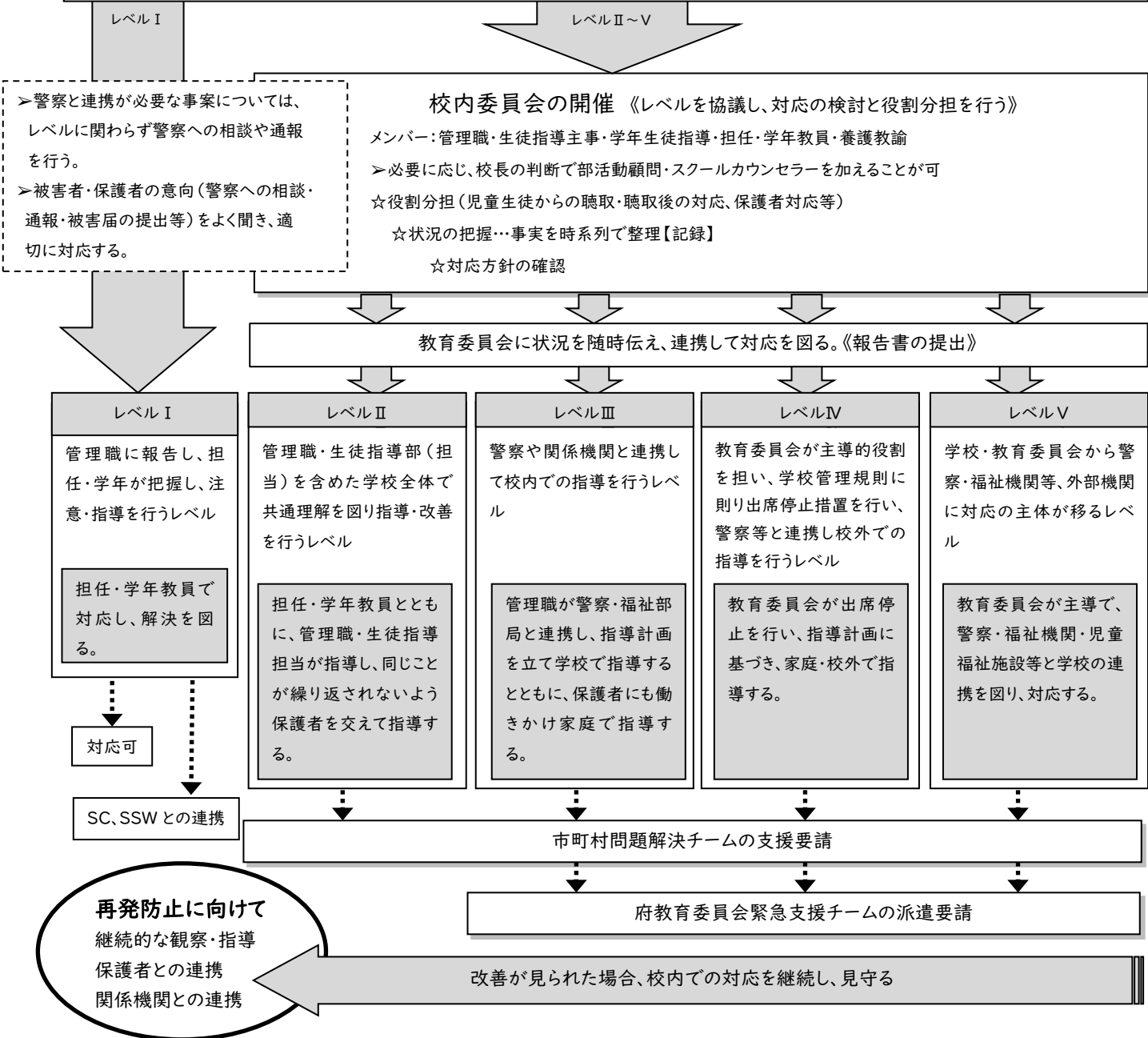
大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、重大な被害に発展する場合もあるので、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。